

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された「全国自治協会町村有自動車共済業務規約及び自動車損害賠償保障法第 3 章第 2 節の規定の範囲内の町が当事者である和解及び損害賠償の額を定めること」について、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年 10 月 23 日に、葉山町堀内 555 番地の 16 において、塵芥収集車と出合い頭になった相手方の原動機付自転車が転倒した事故について和解し、及び損害賠償の額を決定する。

1 相 手 方 町内在住者

2 原動機付自転車の損傷（物損）について

（1）損害賠償額 35,619 円

（2）和解の内容 本件事故による町の過失を 80%とし、町の責任額 97,298 円と相手方の責任額 61,679 円を相殺し、相手方の車両の修理に要した費用 35,619 円を町が支払うことを合意する。また、本件事故に関する損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 運転者の負傷（人身傷害）について

（1）損害賠償額 573,799 円

（2）和解の内容 町は、相手方に人身傷害の損害賠償として、573,799 円の支払義務があることを認める。また、本件事故に関する損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

令和 7 年 5 月 22 日

葉山町長 山 梨 崇 仁